

令和2年度補正予算
JAPANブランド育成支援等事業費補助金(特別枠)
協力団体に係る公募要領

株式会社ジェイアール東日本企画(以下「事務局」という)は、令和2年度補正予算「JAPANブランド育成支援等事業費補助金」の実施事務局として、地域中小企業者の全国・海外への販路開拓やブランド確立を図るための取り組みを支援しています。

本事業の実施にあたり、地域中小企業者にむけた多種多様な支援サービスを運営する事業者(以下「協力団体」という)からの協力が不可欠であることから、以下の要領で募集します。

1. 事業目的

本事業は、全国展開、海外展開や新たな観光需要の獲得のために、新商品・サービス開発、販路開拓・ブランディング等の取組(クラウドファンディングや電子商取引(EC)といった新しい手法を積極的に取り入れた取組(以下「新商流への挑戦」という)を含む)を中小企業者等が行う場合や、複数の中小企業者を対象とした全国展開や海外展開、新たな観光需要の獲得のための支援を、民間支援事業者や地域の支援機関等が行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の全国・海外への販路開拓、ブランド確立を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的としています。

※ 本事業の目的達成においては、クラウドファンディングや電子商取引(EC)といった新しい手法についての支援サービスを運営する事業者をはじめ、販路開拓やブランド確立等にむけた経営全般の支援に取り組む事業者、広報・PR面からの支援に取り組む事業者等、多種多様な支援サービスを運営する事業者の協力が必要であるため、広く募集しております。

2. 実施内容

協力団体に対し、事務局が実施することは以下を想定しております。具体的な内容・時期に関しては、応募状況や応募者が提供できる支援内容を踏まえながら調整いたします。

- (1) 事業ホームページ等に協力団体についての情報を掲載
- (2) 本事業の採択事業者(地域中小企業者)のニーズ提供・引き合わせ
- (3) その他、支援サービスの特徴に合わせた施策検討・実施

※ 実施内容については募集段階で想定している内容であり、全ての協力団体に対して実施をお約束するわけではございませんので、ご了承ください。

3. 対象者

申請にあたっては、次の(1)、(2)に掲げる要件の全てに該当する者としてします。以下のいずれかを満たしていない・確認できない等と判断した場合、エントリーをお断りする場合があります。

- (1) 本事業の目的・仕組み・補助金についての十分な理解を持ち、中小企業庁及び事務局の求めに応じて柔軟なご協力いただけること。
- (2) 中小企業者を支援するにあたっての十分な体制および資力を用意できていること。
具体的には、以下①・②を満たすこと。
 - ① 日本語での対応ができるとともに、十分なコミュニケーション能力を有すること。
 - ② 円滑な運用を図るため、本事業に係る事務局との連絡担当者を配置し、事務局との密な連携を図ることが可能であること。
- (3) 民法、刑法、職業安定法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (4) 本事業終了後においても、中小企業者の「新商流への挑戦」が円滑に実施されるよう、具体的な支援情報等のノウハウの分析に必要な情報提供へ協力すること。
- (5) 次の①から⑥のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑤ 法人等が刑事告訴された結果、もしくは民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。
 - ⑥ 公募締切の時点で、当事業にて市場獲得を目指す対象国の中に、国際連合安全保障理事会決議によって経済制裁が行われている国が含まれているとき。

4. 申請方法

申請は以下の内容で受付を行います。必要事項を記載のうえ、期間内にご提出をお願い致します。

- 申請期間 : 令和2年08月24日(月) ~ 令和2年08月31日(月)17:00まで(必着)
- 申請方法 : 必要書類を記入・押印の上、以下の宛先までメールにて提出。
宛名 : J A P A Nブランド育成支援等事業(特別枠)事務局
宛先 : info@japanbrand.page
件名 : 協力団体へのエントリー (事業者名)
- 結果通知 : 令和2年09月上旬を予定
- 必要書類 : ① 申請書
② エントリーシート
③ 支援概要書
④ 団体概要および実施体制を示す資料
⑤ その他、①～④に係る補足資料(任意)
※ ①②③に関しては編集可能な形式(Word・Excel・PowerPoint)にて提出。
※ エントリーシートの合計枚数は、A4用紙10枚以内を上限とします。
※ 事業概要書は、A4用紙1ページを上限とします。

5. その他

- ※ 本公募は、中小企業者に対する協力団体を募集し、中小企業者の全国展開、海外展開や新たな観光需要の獲得のために、新商品・サービス開発、販路開拓・ブランディング等の取組の後押しに繋げるものです。サービス内容の有償・無償を問わずに申請することは可能ですが、エントリー頂いたからといって中小企業者や事務局との間でサービス提供の成立を保証するわけではございません。
- ※ エントリー後は、事務局にて申請資料を確認し、協力団体として受理できるかを判断いたします。協力団体と認められた事業者に関しては別途ご連絡を致します。
- ※ 提出された申請書類は本事業に関する目的以外には使用しません。
- ※ 機密保持には十分配慮いたしますが、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる場合もありますのでご了承ください。
- ※ 申請書に記載する内容は、今後の協力体制構築の基本方針となります。エントリー後に事務局との協議を経たうえで、最終的な実施内容の確定を行います。なお、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、エントリーを取り下げとなる場合があります。

6. 問い合わせ先

公募内容・申請に関するお問い合わせ

J A P A Nブランド育成支援等事業(特別枠)事務局

〒150-8508 東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号

株式会社ジェイアール東日本企画 ソーシャルビジネス開発局

TEL : 03-5447-7886

E-mail : info@japanbrand.page

HP : <https://japanbrand.online/>

受付時間 : 10:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

※問い合わせは、原則メールにてご連絡ください。

※問い合わせ内容によっては、返信に時間を要することもあります。

予めご了承ください。